

件名

金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等に基づき、適格格付業者及び適格格付を定める件

金融庁告示第 号

金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号）第一条第十八号及び第十九号の規定に基づき、適格格付業者及び適格格付を次のように定め、平成二十三年一月一日から適用する。

平成二十二年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件において使用する用語の例による。

（適格格付業者）

第二条 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第一条第十八号の規定に基づき、適格格付業者として金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当である

かどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年三月金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。

（適格格付）

第三条 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件第一条第十九号の規定に基づき、適格格付として金融庁長官が別に定める格付は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分第三条第一号の表の信用リスク区分1・1、1・2及び1・3並びに同条第五号の表の信用リスク区分5・1、5・2及び5・3に定める格付とする。